

国分寺市教育委員会議事録・第9号

会議の種類 第8回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和6年8月8日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志

(説明員)

教育部長	日 高 久 善
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	村 上 航
学校指導課長	高 橋 美 香
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	稲 村 望
指導主事	柴 田 慈
社会教育課長	諸 橋 広 光
ふるさと文化財課長	新 出 尚 三
市史編さん室長	依 田 亮 一
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	人 見 杏 平
書 記	山 口 徹

傍聴人 0人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番辻委員、2番藤井委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・令和6年6月27日開催の令和6年第6回国分寺市教育委員会定例会議事録第7号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。大変暑い日が続いていますが、本日もお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

夏休みが始まってから20日が経ち、いよいよ後半に入る頃です。来週には、わんぱく学校があります。飯山市の宿泊体験に私も参加し、友好都市である飯山市の自然体験を大いに楽しみたいと思っています。多くの子どもたちがこの夏休みを利用して、充実した体験をしていただきたいと願っています。

なお、本日、武内委員は公務のため欠席しています。

〔議事〕

1 議案第43号 令和6年度国分寺市一般会計補正予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 現時点で第3回定例市議会に提案を予定している教育委員会の補正予算案は、債務負担行為が1課2件、歳入が1課1件、歳出が3課4件です。従前どおり、債務負担行為及び歳入については、教育総務課が取りまとめて説明し、歳出については各担当課が説明します。冒頭説明終了後の質疑については、各担当課の説明員が説明します。

議案文の裏面、補正予算案の債務負担行為の総括表を御覧ください。学務課所管の案件です。中学校給食の調理業務委託契約について、現行の契約が令和6年度末をもって満了することから、今年度の当初予算において次期契約に係る令和11年度までの債務負担行為を設定していましたが、その後、今後の中学校給食の在り方に関する新たな検討を行う必要性が生じ、その検討期間を確保するために、現行の中学校給食の調理業務委託契約を1年間延長したく、項番1のとおり設定済みの令和11年度までの当該債務負担行為を廃止するとともに、項番2のとおり1年間延長を予定する現行の委託契約の変更に伴う令和7年度分の債務負担行為の設定を行うものです。

続いて、歳入のページを御覧ください。学校指導課所管の1件です。項番1、都支出金の教育費委託金、教育方法等改善研究委託金、50万円の皆増については、学校において運動やスポーツとの多様な関わりを通じて、健康で活力に満ちた学校生活を推進する資質や能力を育成するため、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その効果を各校へ普及していくことを目的とした推進校の受託による補助率10分の10の委託金で、歳出の総括表のページの学校指導課分の項番1に示しております、この経費の事務事業の事業費に当該委託金を充当したいというものです。

続いて、歳出の総括表を御覧ください。教育総務課ほか計4件です。項番1、教育総務費、教育委員会事務局運営に要する経費については、給食喫食者の御家庭からお支払いいただく給食費の管理を行う学校徴収金管理システムについて、令和7年1月から稼働予定の基幹系のシステムの標準化に伴い、従前の基幹系システムから、学校徴収金管理システムに取り込んでいたデータ形式が変更になるため、これに対応するためのシステム改修に係る委託料として232万1,000円を増額したいというものです。

学務課長 学務課からは2件の歳出の補正予算について、いずれも給食食材料費の高騰に伴うものです。項番1、小学校費、事業費として360万3,000円の増額補正をお願いします。項番2、中学校費、給食費の委託料に関して72万1,000円、保存食等の管理に関連する需要費として36万8,000円の増額補正をお願いします。

学校指導課長 学校指導課は、教育総務費、教育指導費、教育研究指導に要する経費に関して50万円の増額補正をお願いします。

先ほど歳入にて説明したとおり、都内30校の体育健康教育推進校に、昨年度に引き続き、第五中学校が選定されたことによる皆増です。第五中学校は昨年度も推進校として研究を推進してまいりましたが、今年度も6月上旬に、昨年度に引き続いて決定された旨の連絡が都よりありましたので、調整を図り、今回補正予算に計上しています。

教育総務課長 御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理者 学校指導課にお伺いします。第五中学校が昨年度に引き続き都より体育健康教育推進校に選定されたことは、本市にとっても非常に有効な採択だと思います。

歳出に関しての異論はありませんが、昨年度、第五中学校で体育健康教育推進校として研究を行った成果については、どのように報告が出ていますか。

学校指導課長 令和5年度は、年間を通して、民間の陸上の専門家を複数回呼び、走り方等を学んだということです。また医師を呼び、健康教育を推進したと伺っています。

また、タブレットを活用した授業展開を一つの大きなテーマとして掲げ、お互いの走り方等を撮り合って研究を進めたということです。必要となるタブレットの画面の保護シート等の費用は計上して、また取り組むとのことでした。

また、健康教育の一環として、日陰をつくるテントも用意して、これらを有効に活用し、子どもたちの運動能力の向上が見られると報告をいただいています。

大木教育長職務代理者 非常に積極的に研究を進めていただき、とてもすばらしいと思います。引き続き今年度も採択されたことで、第五中学校において研究を進めるとともに、その成果を他校にも伝え、国分寺市の児童・生徒がより一層健康で健やかに成長していけるように教育委員会としても支援いただければと思います。

学校指導課長 このことに関しては、第五中学校も研究会を開いて、成果の発表を秋に予定しています。各学校もこの成果をしっかりと学び、活動を広げていければと考えています。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

2 議案第44号 国分寺市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市子どもいじめ虐待防止条例（平成 26 年条例第 6 号）第 19 条第 1 項の規定により、委員を委嘱する必要がある。

学校教育担当課長 候補者名簿を御覧ください。8 月末日をもって 4 人の委員が任期満了になることに伴い、9 月 1 日より再任という形で引き続き委員をお願いしたいと考えています。審議会委員は 2 年間の任期となりますので、このたび了承いただきましたら任期は令和 8 年 8 月 31 日までとなります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

〔協 議〕

1 国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会委員の推薦について

(議案の内容と説明)

教育総務課長 教育委員会から 2 期 4 年にわたり、辻委員に国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会の委員を務めていただきましたが、令和 6 年 10 月 31 日をもって任期満了となります。ついては、国分寺市廃棄物の処理及び原料並びに再利用に関する条例第 58 条に規定されているとおり、教育委員会から 1 人、審議会に委員を推薦したく、御協議をお願いしたいというものです。委員の任期は、令和 6 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの 2 年間です。

御協議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 ただいま説明がありましたとおり、廃棄物の減量及び再利用推進審議会委員は、教育委員会から 1 人選出することになっています。推薦等はいかがでしょうか。

藤井委員 辻委員には 2 期にわたって審議会の委員を務めていただき、感謝申し上げたいと思います。新たな審議会委員にも、引き続き辻委員を推薦します。ごみの減量及び再利用は本市の喫緊の課題となっていますので、辻委員にこれまでの経験を生かして、引き続き審議会の委員をお願いできればと考えます。

教育長 藤井委員から辻委員の推薦をいただきましたが、辻委員はいかがでしょう。

辻委員 微力ではありますが、教育委員会からの代表として、引き続き審議会の委員を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

教育長 それでは廃棄物の減量及び再利用推進審議会の委員として、教育委員会からは辻委員を推薦します。よろしくお願いします。

〔報 告〕

1 令和 6 年第 2 回定例会の一般質問について

(事務局からの説明)

教育部長 令和6年第2回定例会一般質問について報告します。資料 No. 1 を御覧ください。

今回、12人の議員から教育委員会に対して通告がありました主な質問について、答弁内容を報告します。

1番、対馬ふみあき議員。項番1、特別支援学級について。本年1月に公表された国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会の報告書での検討結果について質問があり、今後も知的障害特別支援学級の児童数の増加が予測され、新たに知的障害特別支援学級を設置し、そこへ児童数の多い第二小学校わかば学級の児童及び学区を分割することが望ましいという結論に至ったと答弁しています。

今後、学級の新設に当たっての現状と課題、また、新規に学級を設置可能な学校について質問があり、新規に学級を設置するには教室の確保が必要であり、候補となる小学校の転用可能教室や児童数の推計を踏まえて決定し、令和6年度の児童数が確定したことで、今後検討を進めていくと答弁しました。そして、教室数を確保できる可能性のある小学校について検討した結果、条件がそろそろと推察されるのが第六小学校と思われましたが、児童数の増加が想定より多かったことから、時間をかけて検討する必要がある、引き続き児童数の推計を注視しながら、今後、教育委員会で設置校の方向性を固め、開設に向けて準備を進めていく旨、答弁しています。

また、開設された場合に、第二小学校に通っている、入学する、卒業を迎えるなど様々な児童がおり、保護者へ丁寧な説明をしてほしいと意見がありました。開設に当たり、保護者、児童の心情に十分配慮して対応する必要がある、児童や保護者の意向を確認しながら一定期間の移行措置を設けるなど、丁寧に、事前に説明を行っていくと答弁しています。

そして、都の新規事業であるインクルーシブ教育支援事業について、本市の活用予定の質問がありました。この事業は、特別支援学校への就学が適当と判断された児童・生徒が、より身近な市の公立学校に就学した場合、日常生活上の介助や学習支援等を行うとされ、本市は特別支援学級に市独自で介助員を配置していますが、特別支援教育の充実の観点から、インクルーシブ教育支援員の配置も推進していきたいと答弁しています。

続いて今後のスケジュールについて質問があり、2学期から配置予定と答弁しています。

項番2、校外の屋内プールを活用した取組について。昨年度の第三小学校における校外施設での学校水泳指導試行実施の効果について質問があり、塩素消毒剤の投入、残留塩素濃度の定時測定、更衣室等を含む施設内の清掃など、これまで学校のプールの運営において実施していた教員の負担の軽減が図れたことや、天候に左右されない水泳指導が可能となったこと、また、児童の泳力に応じたきめ細かな指導が可能になったことなど多くの保護者からも御好評いただいている旨、答弁しています。

子どもたちからの評判や今後の取組の質問については、児童から、毎回水泳の授業を楽しみにしていた子どもたちがたくさんいると伺っています。

今年度は、第六小学校においても全学年、全授業時間について民間施設を利用した水泳指導を実施する予定です。より充実したものになるよう、学校、事業者、教育委員会事務局による、緊密な連携の下で進めてまいりたいと答弁しています。

校外化の一つの理由として、老朽化が挙げられますが、築造後50年を経過しているコンクリート製のプールの数について質問がありました。該当する小学校が3校あると答弁しています。この3校についてですが、ろ過装置の具合など、様々な設備の設置の状況によって対象が異なってくる学校があると思いますが、そのような学校についても、ぜひ一考

してほしいと意見がありました。

一方で、地域防災計画では、被災時に各地区防災センターに設置された学校のプールを生活用水として利用する記載があり、防災の観点からプールが撤去された場合の措置について、どのように考えているかと質問がありました。こちらは担当の総務部長が答弁していますが、飲用水確保のための避難所応急給水栓が設置され、この水を生活用水として活用することを考えています。被害想定では、断水率は排水管の耐震化により低下しています。現在はプール水に頼らず、生活用水を確保する環境が整っていると答弁しています。

校外施設を利用した学校水泳指導の今後の考え方について質問がありました。コンクリート製のプール及びその附属施設に関して、将来的な大規模改修工事の必要性や既存施設の維持管理面なども考慮しながら、引き続き研究検討を進めていくと答弁しています。

2番、鳥居あかね議員。項番1、学校給食無償化について。このたび実施される学校給食の無償化はどのような目的で決定されたのか質問がありました。2学期から市内の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担軽減、教育環境の一層の充実を図るとともに、少子化対策及び子育てを支援することを目的として無償化することを市長に判断いただいた状況ですと答弁しました。また、児童・生徒の中にはやむを得ない事情で給食を食べることができない子どもがいて、その場合の対応について質問があり、無償化と併せて、食物アレルギー、宗教上の理由、やむを得ない理由によって学校給食を申し込むことができず、弁当対応をしている保護者に対して、給食費が無償化される保護者との公平性を図るため、学校給食代替補助金の交付を考えていると答弁しています。

給食費が無償化される中学校給食を申し込まない生徒が一定数いるのも事実で、今後どのような方向性を考えているかという意見があり、改善に取り組んでいるが、現行の提供方式やほかの提供方式を含め、持続可能な給食提供方式を今後庁内の検討委員会を立ち上げ、よりよい中学校給食の実現に向けた検討を進めていきたいと答弁しています。

項番3、次期GIGAスクール構想について。(1)オンラインでの学習。次期GIGAスクール構想におけるオンライン授業の充実に向けた環境整備について質問がありました。現行の指導用タブレットに加え、新たにオンライン授業用の端末の追加を検討しており、例えば自宅で授業を受ける児童・生徒に対して、板書等の授業風景の撮影や配信に加え、教材等の資料の画面共有も可能となり、これまで以上に対面授業とオンライン授業の効果的な同時実施が可能となると考えていると答弁しています。

(2)校務系システムと教育系システム。校務系システムと教育系システムについて、教員のさらなる負担軽減や働き方改革のための取組について質問がありました。卒業、入学によって入れ替わる新たなクラス編成に伴う各データの必要情報の入力、削除に関する業務、システムアカウントを子どもたちに伝えるための準備作業を含む年次処理業務のうち、教員でなくても実施が可能な作業について次期システムの運用の中で軽減していくと答弁しています。また校務系、学習系などのシステムごとに設置されているヘルプデスクを一つに統合することで、教員の負担軽減にもつながっていくと考えています。

さらに校務系システムは、掲示板やメール、スケジュール管理などの機能を有するグループウェアシステムと、児童・生徒の学籍、成績、出欠状況などを管理する校務支援システムに分けられていますが、次期校務系システムでは統合することで、教員の負担軽減と効率化を図り、さらなる働き方改革の推進につなげたいと考えています。

次に教育系システムの充実によって、児童・生徒の学習にどのような変化が期待できるかという質問がありました。こちらは、児童・生徒が自ら学び方を選択し、主体的に学習

を進めることにつながり、オンラインで他者と協働しながら、何をどう調べ、どうまとめるか、作業は個人で行うのか、他者と協働して行うのかなどを自己決定しながら、児童・生徒が主体となる授業への変容がより一層期待できると考えています。併せて、ハード面の整備として、全学校、各特別教室にプロジェクターの配備を検討しています。常に画面や写真などの視覚的な教材を有効に活用できる授業環境を整えることで、豊かな学びにつながると考えていると答弁しています。

(3) 共同調達による端末の選定と予備機の充実。次期G I G A端末の広域連携による調達方法について質問がありました。こちらは、導入に関する国庫補助金の要件として、各基礎自治体で使用する端末を各都道府県によって共同調達することになっています。都が仕様を統一した上で、同一の端末を調達することと聞いています。制度運用の詳細は現時点で判明していないため、引き続き情報収集に努めていくと答弁しています。

次期G I G A端末に移行しても一定の不具合が生じますが、予備機の台数確保について質問がありました。予備機に対する補助金は、全児童・生徒の最大15%までが補助対象と伺っています。I C T機器を活用した学校での各教科の授業実施に支障が出ないように対応していく旨、答弁しています。

3番、はぎの委員。項番1、給食費無償化について。学校給食費無償化は都の交付金を活用するが、単年度で終わらずに、今後も補助金が給付される見込みがあるのかという質問がありました。こちらは市長が答弁し、市長会が都や国に無償化の要望をしてきており、それに今回都が一部応えた形で、半分を各自自治体が負担しなければならず、各市財政負担が非常に懸念されるが、1回実施すると、交付金がなくなったからやめることは非常に厳しいとお話ししています。今後の財政状況を鑑みると、対応が分かれている状況です。本市は、都や国が格差を自治体間で生じさせないよう強く求めてきたところです。今後も国や都に対して、強く金額の負担を求めていきたいと考えています。現在、まだ国や都からの回答がない状況で、今後についての回答は差し控えたいと答弁しました。

項番4、不登校支援・子どもの居場所づくりについて。国や都ほどではないが、本市の不登校児童・生徒も増加傾向で、次世代を担う子どもたちに対して、誰一人取り残さない学びの保障が必要であり、今年度の不登校の新たな支援策について質問がありました。新たな支援策として、「人をつなぐ 学びをつなぐ 心をつなぐ」、つなぐプランを作成し、関係者と共通理解を図り、新規の取組として3点、予定していると答弁しています。

1点目は、仮想空間を生かした学びの場や居場所の提供というバーチャルライルーム。2点目は、中学校不登校巡回教員の配置。市内の中学校に加配された担当教員が巡回し、サポート教室やライルームと連携しながら学校の不登校対応力の向上を図っていくもの。3点目は、スクールソーシャルワーカーの機能強化。東京都の専門チームからスーパバイズを受け、不登校対応力を強化するもの。誰一人取り残さない学びの保障に向けて取り組んでいくと答弁しています。

バーチャルライルーム、仮想空間を活用した不登校対策の本格的実施に向けた進捗について質問がありました。仮想空間でアバター同士の交流を通し、人と人がつながり、学びを深めるバーチャルライルームの運用を5月下旬から開始しました。ライルームの指導員がアバターを操作し、児童・生徒の学習や生活の相談、悩みごとを受けたり、オンラインの学習教材を活用して進めています。対象児童・生徒に声をかけ、利用方法を話し合っている段階ですが、不登校対策の一つとして充実を図っていききたい旨、答弁しています。

不登校児童・生徒への支援の一つとして、不登校支援ハンドブックを作成している自治体があり、本市の取組の状況について質問がありました。本市は、相談先や支援機関の紹介、適切な支援の在り方や体験談などを掲載したリーフレットを対象児童・生徒に電子データで昨年度末配布しました。一人で悩まず、まず相談していただき、学校と教育委員会等と一緒に解決に向けて取り組んでいくことが伝わるよう作成しました。今年度は、情報等を更新して、夏季休業日前までにデータベース等で全ての児童・生徒、保護者へ配布を予定していると答弁しています。

不登校児童・生徒が抱える悩みは一人ひとり異なり、個別の対応が必要なことから、担任をはじめ、不登校の子どもたちの支援に携わっている教職員へのフォローの体制について質問がありました。こちらは児童・生徒一人ひとり課題や対応が異なることから、教職員の資質能力の向上が重要で、関係職員の職務や役割を理解し、総合的な不登校対策を推進するため、今年度は各校の不登校対応担当者、スクールカウンセラー、サポート教室支援員、トライルーム指導員などを集め、不登校担当者の連絡協議会を開催予定です。関係職員が連携を図りながら、子どもたちの居場所づくりと誰一人取り残されない学びの保障に向け、児童・生徒の個別の状況に寄り添い、取組を進めていきたいと答弁しています。

4番、久保けいこ議員。項番6、通学路の安全・安心の対策について。(1)黄色のランドセルカバーの配布について。今年度入学の小学校1年生に配布したランドセルカバーについて、市民、保護者から反響の声をいただいています。児童が着用する姿が見られて好評いただいていると考えています。実際に使用している小学生からは、「ホッチがかわいい」といった声をいただいていると答弁しています。

1点、保護者から要望を受けて質問がありました。カバーを5、6センチ長くしてほしいという要望です。カバーがずれてしまう、折れ曲がってしまうなどの声があり、少し工夫してほしいという意見です。こちらは、同様の意見を伺っており、事業者と確認しながら使いやすいものを配布できるよう検討していくと答弁しています。

項番7、学校現場の充実について。(1)特別支援学級の新設置、拡充について。令和6年度学校別知的障害特別支援学級児童数について質問がありました。第二小学校は41人、第四小学校が23人、第七小学校が28人、合わせて92人と回答しています。

そして東京都の事業であるインクルーシブ教育支援員とはどのような役割で、何人ぐらい配置することが可能なのか、また、役割の上で現在の市独自の介助員との違いはあるのかと質問がありました。特別支援学校への就学が適当と判断された児童・生徒が、より身近な市の公立学校に就学した場合などに児童・生徒の日常生活上の介助、また、学習上の援助を行うことが役割で、配置基準は児童・生徒2人に対して支援員1人の配置が可能で、最大で1校2人の配置ができると説明しています。

市独自に用意している介助員との違いは、市独自の介助員は学級全体の児童・生徒に対応し、インクルーシブ教育支援員は特別支援学校への就学が適当と判断された児童・生徒を中心に対応すると答弁しています。

令和5年第3回定例会での答弁で、学生ボランティアの制度なども必要に応じて、柔軟に活用しながら指導の充実を図ること、地域ボランティアのサポート等も含め指導体制の充実を今後も検討してほしいという要望がありましたが、市において、引き続きこの制度を柔軟に活用しながら、担任、介助員と連携しながら充実を図っていくと答弁しています。特別支援学級の開設について、1日も早い新設を要望しますと意見があり、引き続き児童数の推移を十分注視しながら準備を進めていくと答弁しています。

(2) 不登校の児童・生徒の健康診査実施の現状について。現在、不登校などで学校に行けない児童・生徒の健康診断の対応について質問がありました。不登校や、健診日に体調が悪く欠席した児童・生徒に対し、各学校の学校医で健診を受けるように広報しています。その際、その学校の学校医であれば無料で受けられると養護教諭からお知らせしています。

また、未受診者数と割合について質問がありました。未受診者は自身で健康診断を受診する方を含めて数人で、令和5年度は児童・生徒の99.7%が受診しており、健康診断は、児童・生徒が自ら健康状態を認識するとともに、教職員が把握して児童・生徒の健康の保持増進を図る上で大切な取組で、何らかの理由で学校に通えない児童・生徒は直接手紙を届けるなどでフォローし、丁寧な受診勧奨に努め、今後も取り組むと答弁しています。

5番、だて淳一郎議員。項番2、教育環境整備について。(1) 教室の不足について。第二小学校の教室不足を心配し、質問がありました。教育委員会は、住民登録者数や入学率、開発事業の状況などを勘案し、推計を踏まえて校舎増築、改修等に必要な検討、工夫を重ね、普通教室の確保に努めており、第二小学校の令和7年度当初の学級数は、1学級増の30学級を見込み、現校舎の環境で対応できると現在は考えていると答弁しています。

(2) 給食について。福岡県での事故を例に挙げて質問がありました。こちらは、都の教育庁を通じて、本年の2月27日付で文部科学省より指導徹底について通知がありました。直ちに学校に通知し、対応しています。また、各学校では給食指導を行う学級担任等が窒息事故の防止として、食べ物をよくかんで食べることや、早食いは危険であることなどを改めて指導していると答弁しています。

誤嚥というのは、ちょっとした拍子で誰もが飲み込んで起こりうると、小学校での誤嚥事故の原因について質問がありました。学校栄養士会で適宜情報を共有しながら安全・安心な給食の提供に努めています。福岡県の事故の原因は、うずらの卵と伺っていますが、国分寺市の給食はうずらの卵を使用していないことを答弁しています。

また、万が一誤嚥が発生した際の対応について、学校の救命訓練が定期的に行われているのかという質問があり、小学校で夏季プール開始前に救命救急講習を、秋に消防署員の講師等を招いて悉皆で講習を実施し、実践的な対応方法を学んでいると答弁しています。

(3) GIGAスクール端末について。悪意のあるサイトへ、一定のフィルタリングがかかり制御されていると認識しているが、YouTubeなどで閲覧できるフィルタリングを突破する方法への対応はどうしているか、また、次期GIGA端末について対応策を強化するか質問がありました。こちらについては、全国的に採用されているソフトを導入し、機能的に不十分ということではなく、また、ネット上でささやかれているような抜け穴などは、これまでも原因を特定の上、適宜対応を図ってきていると答弁しています。

GIGA端末の利用のルールは、導入当初より教育委員会から学校を通じて児童・生徒、保護者に向けて十分に周知しています。各家庭で端末のルールを遵守していただくことが大前提と考えていると答弁しています。また、新たな突破方法などが認められた場合は、事業者と十分な協議連絡の上、原因等の特定に努め、改善に向けて適切に対応していて、次期GIGAシステムの環境構築の際は、現行システムでの対応実績を踏まえ、効果的なフィルタリングソフトの選定を行い、導入後、積極的に活用を図ると答弁しています。

最後にアクセスログのチェックについて。機能できる仕組みについて質問があり、極めて重大な事件や緊急対応が求められる場合は、チェックできる仕組みと答弁しています。

(4) スケジュールについて。夏休みの日程が今年度は8月末までとなった理由を聞か

れ、近年の気象の状況から8月下旬も猛暑日が続くと想定され、熱中症の危険を軽減するとともに、授業時間数を適切に確保した上で教員の働き方改革を推進する観点から変更に至ったと答弁しています。

また、運動会が午前中の終了となっていたが、方針があって午前中までにしているのか、今後はどのようにしていくのかと質問がありました。運動会などは、各学校の実態を踏まえ、校長の責任の下、実施内容を決定しています。また、コロナ禍において様々な精選を行っており、併せて昨年8月に国の中央教育審議会から、教師を取り巻く環境整備に緊急的に取り組むべき施策提言が出されました。教育上必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするために学校行事の選定、精選、重点化を図ることが必要と示されています。こちらを受け、保護者あるいは地域の意見を踏まえ、各学校の特色を生かし、学校行事を工夫して実施できるよう、運動会は引き続き、午前中という小学校が多く、ふさわしい名称に変更している学校もあると答弁しています。

9番、小坂まさ代議員。項番2、教育相談について。(1)今年度の相談支援体制について、質問がありました。具体的には、今年度、相談員が入れ替わり、引継ぎはどのように行われたのか質問がありました。教育相談員の現状と引継ぎは、教育支援担当係長と昨年度から継続して任用している時間額会計年度任用職員が相談状況について一人ひとり確実に行ったと答弁しています。

続いて、相談申込みのオンライン化が今年度4月から始まり、受付状況について質問がありました。これまで教育相談室の開設時間に電話相談の申込みを行っていましたが、電子受付で、都合のいい時間に申込みが可能になり、昨年度まで電話の受付対応を行っていた相談員も、この時間を相談業務に充てることが可能になったと答弁しています。

また、多くの相談員が個人的な事情もあり同時期に退職をしたことで、同じ担当者に継続して相談に乗ってほしいという声が寄せられました。相談員の人数、体制について考えられることはないかと質問がありました。こちらは、ニーズに応じた相談を実施したいと考え、電子化も開始したところです。また、新たに教育相談室に事務担当職員を配置し、電話等について対応できるようにしたところです。まずは効率的、効果的な運営体制を整えた現体制で対応していきたいと答弁しています。

(2)児童・生徒の視点からの教育相談の在り方について。様々な悩みを抱える児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応するためには、医療、福祉などの専門家に相談できる体制が必要であり、また、教育相談には保護者ではなく、子どもが直接相談できるのかという質問がありました。教育相談室には福祉的な対応を行うスクールソーシャルワーカーが配置されています。また、就学相談では小児神経科医、学校では学校医も配置しています。様々な相談の対応を行っており、教育相談室だけで全ての体制を整えることは難しい状況で、必要に応じて市長部局等とも連携しながら医療や福祉につなげています。また、毎年、年度初めについては、小・中学校の新入生を対象に、教育相談室の電話番号を付した相談カードを配布しています。必要に応じて児童・生徒が直接相談できる仕組みも整えていますが、今のところそのような相談は非常に少ないと答弁しています。

続いて、進学時などの学校間の切れ目のない相談体制について、他部署との連携をどう工夫しているか、主にこどもの発達センターつくしんぼについても具体的に質問がありました。学校間を超えた切れ目のない支援について、園と小学校の連携として、園児が小学校の様子を知る校庭散歩、あるいは園児が小学校を訪問して交流する学校訪問などの機会に教員は園児の様子を把握し、情報交換を行っています。また、就学後、園と小学校の間

で園児についての情報共有も実施しています。こどもの発達センターつくしんぼと教育委員会においては、定期的な情報交換を実施するとともに、就学相談に係る内容について、担当者同士が情報を共有し、児童・生徒を継続して支援できる体制を整えています。また、就学においては、教員とつくしんぼの担当者が直接情報を共有して継続的な支援につなげている状況を答弁しています。

(3) 就学相談について。令和5年度の就学相談件数、就学相談特別支援教育説明会の参加者数と、2月にも開催した理由について質問がありました。令和5年度の就学相談件数は149件、今年度の特別支援教育説明会の参加者数は、2回開催して合計で114人。令和5年度までは就学相談の申込開催を9月末としていましたが、9月以降、年末にかけて相談に関わる業務が急増し、その期間も教育相談に対応できるように、令和6年度は申込期限を2か月前倒しし、7月末とする状況を説明しています。そのため、説明会も例年より2か月早く2月に設定し、令和6年は毎年4月に行っていたこともあり、2月、4月と2回開催したと説明しています。

説明会資料の改善を昨年提案したため、その点を伺いたいという質問がありました。見る方に伝わりやすく、分かりやすい資料となるように改善を図り、リーフレットには温かみのあるイラストを使用し、保護者に対して就学先決定まで伴走することが分かるような文言を入れ、保護者からは、説明会後に分かりやすかったという声をいただいています。就学相談は、共感と受容が重要であり、本市の相談員、各学校の教員も日々心がけていると、昨年、答弁がありましたが、その思いが届かず、進学先を決めざるを得なかった方から改めて教育委員会、学校の全教職員に、保護者や児童・生徒に寄り添った対応をしてほしいという意見がありました。こちらは校長会などで繰り返し全ての相談について、共感と受容を基本に一人ひとり丁寧に進めるよう伝えている状況です。しかし、特に就学相談は、医療や特別支援教育等の専門家から御意見を伺う中で、保護者の考えと異なる内容を伝えるような場面もあります。合理的配慮を行ってもなかなか対応が難しい状況もあるなど、様々です。そのような中で、できるだけ寄り添いつつ進めていきたいとし、ただ、教員の中では、経験不足、あるいは育成途上という者もいます。各職場での指導や学び合いを進める中で、しっかりと周知徹底を図っていききたいと回答しています。

項番3、新庁舎移転後のひかりプラザ4・5階の利活用について。(1) トライルームについて。新庁舎に執務室が移転後、ひかりプラザの利活用について現在決まっていることはあるのかと質問がありました。担当の公共マネジメント担当部長から、現在は関係課と協議を行って検討している状況と答弁しています。予算特別委員会でトライルームの拡充について答弁しています。本市において不登校児童・生徒が増えていて、トライルームの登録者数はさほど伸びていないが、実際どのようにトライルームとして使うのかという質問に、現在進めている段階であると答弁しています。

令和4年第4回定例会での一般質問において、トライルームへ行きたくなるような空間づくりを提案し、その際に他自治体のよいところを参考に、改善に努める内容の答弁があり、改善点や現在検討していることはあるかと質問がありました。子どもたちが興味関心を持つような蔵書を拡充し、図書コーナーも充実させ、子どもたちが学習活動の間でも興味を持って蔵書を手にとったり、楽しそうに本を読んでいる姿が見られたと答弁しています。

項番4、学校における会計年度任用職員について。小・中学校における会計年度任用職員の件名別、事務事業別今年度採用予定数と5月20日現在の配置数の資料請求がありま

したが、提出ができなかった理由について答弁しています。特に時間額会計年度任用職員について、令和6年度の4月当初から任用している職員、任用期間がこれからの職員、現在探している場合が混在しており、資料を作成できなかったと答弁しています。

不登校児童・生徒の支援に関する経費、スクールサポートスタッフ配置事業、学校マネジメント強化事業、特別支援教育に要する経費の時間額会計年度任用職員の配置状況について、口頭で説明しました。6月1日付でほぼ配置している状況であり、学校マネジメント強化事業の副校長補佐の1人のみ欠員となっている状況を説明、報告しています。特別支援教育クラスアシスタントは、年度当初に必要と判断された児童・生徒には配置済みとなっています。今後、学校の要望に応じて必要な児童・生徒に対して配置する。サポート教室支援員は拡充し、今年度、大学生や大学院生等も準支援員として任用して配置を進めている状況です。

会計年度任用職員はどのように募集、配置しているのかという質問がありました。職種によりますが、教育委員会事務局がハローワークに求人掲載し、応募者と面談を行い、採用した方を学校へ紹介しています。1日の勤務時間数が短い職種や、勤務日数が少ない職種は、学校が直接探して、推薦する方を採用しています。いずれにしても、学校と教育委員会事務局は、近隣の大学等とも連携を図りながら、人材を提供するなどして取り組んでいることを説明、報告しています。

国の計画として、ICT支援員を4校に1人配置するとしていますが、本市の検討状況について質問がありました。昨年度、教育委員会事務局は担当職員を増員し、正規職員4人の組織体制を構築しました。システム運用の確認・対応のほか、教員のICT機器の活用に関する様々な困りごと、相談ごとに乗るなどして、幅広いサポートを日々丁寧に実施しています。全15校の担当者を委員とした情報教育推進委員会にて、定期的に協議を実施して、ICT活用に関する実践例の共有や様々な研修会の開催などにより、教員のさらなるスキルアップを図っています。

10番、森田たかし議員。項番5、郷土愛を育む教育について。今年度は市制施行60周年という記念すべき年で、生まれ育った国分寺市を大切に、郷土愛を更に育ててほしいが、学校教育において、郷土愛を育む学習はどのように行われているのかという質問がありました。学習指導要領に沿い、様々な教科等において郷土愛に係る学習内容が示されています。特別の教科 道徳では、小・中学校、いずれの内容項目にも郷土愛に関する内容が位置づけられています。これを受け、本市の道徳教育推進委員会で、国分寺市のよさや国分寺市にゆかりのある人物に焦点を当てた郷土資料を作成し、各学校で活用しています。日本を代表する作曲家の信時潔さんを題材とした教材、ペンシルロケットの開発者である糸川英夫博士を題材とした教材など、社会に名を残した先人の生き方に学び、地域社会の一員として自覚を持ち、郷土を愛する心情の育成を図っていると答弁しています。

国分寺市には、武蔵国分寺跡やお鷹の道、国分寺崖線など、多くの歴史が感じられ、自然に触れられる環境も備わっており、体験可能なすばらしい教材であるが、学校ではこうした史跡や自然などに触れる機会をどのように設定しているのかという質問がありました。全校の小学校6年生は、歴史学習として武蔵国分寺の歴史、史跡周辺やお鷹の道などを訪れ、ふるさと文化財課の学芸員などの解説を受けながら体験的に学びます。ある学校ではハケの自然を味わうという学習で、ハケの自然と文化を守る会の方々から話を伺い、自分の住む地域の自然の特徴や多様性について学びます。また、中学校は、国分寺調査として、東京経済大学の学生から話を聞いたり、市内の実地調査をしたりすることで、国分寺市の

魅力や地域の発展について考えを深めています。今後も本市の豊かな歴史遺跡や自然環境に誇りを持たせるとともに、将来にわたり大切にしていこうとする意欲や態度などを育成していきたいと答弁しています。

今回配布された国分寺学リーフレットについて質問がありました。リーフレットには、事業協力者、ボランティアなど、地域協力者の発掘を推進すると書かれています。以前、小学校が地域の学習で商店街の店を訪れ、様々な質問をし、内容をまとめたりしました。実際に地域が協力して子どもたちを見守っていくことは非常に大切であり、是非、地元の農家や学童農園についても様々な人材を活用して、連携を更に深めてほしいという要望がありました。

国分寺学に地域の方々の協力は必要不可欠であり、地域連携を深めるため、まずは地域の方々に国分寺学は何かということを知っていただけるようリーフレットを作成し、5月末に保護者や関係する地域の方々にも配布しました。これからも各学校の学校公開、あるいは地域行事などの機会や、学校だよりなども生かしながら国分寺学の趣旨を十分に広げて、これまで以上に地域連携を深めていきたいと答弁しています。

11番、及川妙子議員。項番4、国分寺学について。今年度から本格的に始まった国分寺学について、どのようなことをやっているのか質問がありました。国分寺学は地域に親しみ、地域に学び、地域を考え、そして地域に貢献する国分寺学というキャッチフレーズの下、国分寺の豊かな自然環境や歴史、文化、そして地域人材などを活用し、生活科や総合的な学習を中心に様々な教科と関連づけて取り組む教科横断型の学習であると説明しています。ある小学校と中学校の取組について例示し、説明しています。

SDGsを実施しているところも多いということで、具体的な取組について教えてほしいという要望がありました。ある中学校の事例を紹介し、国分寺のSDGs、提案と実践の学習を行っているとして説明して、食品ロスの解消、海洋プラスチックの問題、高齢者のサポートなどをテーマとして発表を行ったと説明しています。

この取組を始めたきっかけについて質問がありました。第2次国分寺市教育ビジョンの、目指すまちの姿として「人と人がつながり、学びが循環するまち」を目指しています。しかし、地域に学ぶ活動や事業を進めるに当たり、担当者の知識や経験等が異なることなどから、学習内容や地域人材のつながりがスムーズに引継いでいないケース、また、コロナ禍の影響もあり、地域につながりを持ちづらい時期も続いた状況であったことを答弁しています。その中でも、子どもたちが地域に親しみ、地域に学び、地域を考え、そして国分寺市民として地域に貢献できるような資質、能力を育むことは極めて重要と考え、これまでの様々な授業実践を集約する中で、さらには小・中連携の取組も充実、発展させた形として、国分寺学を創出したと答弁しています。

成果発表などはどのように行われるのか質問がありました。こちらは保護者や異学年の児童・生徒に対して発表を行います。こくベジの歌をつくった第一小学校では、給食の時間にそれを校内に流す取組も行っています。市制施行60周年記念事業として、国分寺学の推進、「国分寺60ショート動画フェスタ」というイベントを実施します。各学校で国分寺の魅力発信の視点からショート動画を作成し、他校の動画も視聴して、コメントし合うことで、60周年の機運醸成はもちろん、ふるさと国分寺への理解を深め、愛着を育むことを目的としていると答弁しています。

項番5、小学校の登下校時の見守りと交通安全について。最近はPTA活動が減少し、地域支え合いのここネットの活動で、児童の登下校の見守りをしていた方が高齢化し、少

なくなっていることへの質問がありました。PTA活動の縮小、ボランティアの高齢化が生じていることは事実であろうと思います。しかし、見守り活動についても、様々な方法があり、参加いただく敷居を下げていくとともに、コミュニティ・スクールにおいて、見守り活動に取り組んでいくなど、新たに見守り活動に参加いただける方を広げていくことが重要であると答弁しています。

このことから登下校時の見守りについて、市はどう考えているのかという質問がありました。登下校の見守り活動は、学校を中心に、保護者やPTA、地域住民、行政、警察、民間企業など、地域全体で取り組むことが重要と考え、事件、事故、災害に巻き込まれないよう市全体で子どもたちの安全を確保するため、小金井警察や社会福祉協議会、地域活動団体等の方が参加する学校安全連絡会で情報共有を進めていきたいと答弁しています。

そして市内の児童の交通事故状況について質問があり、小金井警察署の資料を基に、5月1日から12月までの市内で発生した事故のうち、小学生に関わるものについて説明しました。小学校の交通安全の取組についても質問があり、市立小学校においては、東京都教育委員会の安全教育プログラムを活用し、登下校時の安全、道路の歩行と横断、交通事故防止など、時期や実態に応じた指導を計画的に実施し、月に一度の安全指導日のほか、朝や帰りの会などにおいて指導を行っていること。また、各小学校で第1学年では道路の歩き方、第3学年では自転車の安全な乗り方について、小金井警察署と連携して学習を行っていること。特色のある取組として、第十小学校では令和4年度から2年間、国分寺市教育委員会研究協力校として授業実践の公開、研究発表会を行ったと答弁しています。

項番6、中学校給食について。温かい給食にする研究について、誰がどこまで研究したのかと質問がありました。担当課において、近隣市の視察や現場に足を運んだり、実施可能な事業者について、他自治体での情報収集に努めるなど、研究を行っていることと答弁しています。東村山市の食缶方式について、及川議員は視察をし、民間事業者の調理場での調理、各学校への配送、運搬する食缶方式、こちらが本市と条件が似ているということで、例えば、現事業者が食缶方式を採用することが可能かという質問がありました。昨年度、事業者を確認をしたところ、食缶の保管場所など、施設面の制約により困難と回答いただいています。また温かい汁物を全校で毎食実施することは実施条件が厳しく、仮に実施した場合でも、おかずの数を減らさなければいけない状況である旨、回答しています。

ほかにどのような方法が考えられるのかという質問で、短期的には現在の弁当併用外注方式でも、1品でも温かいおかずが提供可能な事業者を探し、あとは食缶方式に切り替えて実施するのであればその業者を検討することになると回答しています。

庁内、課内だけでなく、もう少し広げたプロジェクトチームをつくって検討してはどうかという質問があり、まずは庁内の検討委員会を立ち上げ、現行の提供方式、ほかの提供方式を含め検討を進めていきたいと答弁しています。

続いて、中学校給食について。9月から予定の給食無償化において、弁当持参の生徒への補助は出るのかという質問がありました。今回、学校給食の無償化は、都の公立学校給食費負担軽減事業に沿って実施するもので、食物アレルギー、ほかの疾病、また、宗教上の対応の必要性等やむを得ない事情で申し込むことができず、弁当を持参される児童・生徒の保護者に対して、補助金を交付するものと考えていますと答弁しています。

アレルギー食や、その他疾病、宗教上の対応の必要性以外で弁当を持参する生徒はどうなるのかということですが、学校で給食を実食した場合の経費を保護者に代わって公費負担するという考えの下、今回の補助金の対象にはなっていないと答弁しています。

13 番、星いつろう議員。項番 3、現庁舎用地複合公共施設における社会教育・公民館について。複合公共施設の設置のタイミングで、公民館の貸し会議室的な機能への変更を考えているのか心配の声を聞いているが、いかがかと質問がありました。公民館は貸出業務のほか、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に応じた様々な講座等、学習機会の提供や主催事業を行っており、現庁舎跡地への移転後の恋ヶ窪公民館運営については、基本的には変わることがないと答弁しています。

公民館について、社会教育課の専門資格を持った職員を引き続き配置し、全ての住民の学習権を保障していく姿勢で、市民とともに学びの場を設けていくことに変わりはないかと質問がありました。移転後の恋ヶ窪公民館においても、引き続き同様の職員配置を想定していると答弁しています。

項番 4、小・中学校の必要な教員の確保について。ある中学校の教員が体調不良で休んでいる間、代替の教員が配置されなかったことで、生徒の学習面を心配する保護者の声を聞き、質問がありました。令和 6 年度当初には、必要な教員の確保ができており、欠員は発生していないと答弁しています。さらに、6 月になり状況はどうかと質問があり、今年度が開始して 2 か月を経過し、代替職員が配置されている学校、されていない学校も生じているという状況を答弁しています。

確保できない場合は、どのようにカバーしているかという質問がありました。そのような場合は、校内の教員で対応することになっています。小学校には、算数の少人数教員、あるいは専科教員が配置されるため、その教員が担任等として対応し、中学校は、当該教科の教員が持ち時間を増やして対応していると答弁しています。

14 番、寺嶋たけし議員。項番 5、学校外教育への支援及び教育格差対策に関して。学校外教育に対する支援及び教育格差是正のための策について、市が行っているものはないかと質問がありました。関係部署として福祉部、子ども家庭部、教育部の 3 部から説明しています。教育部は、社会教育課と公民館課の事業について説明しました。

各部署で様々な施策が実際に実施されていることが分かった後での質問ですが、学校外教育で今現在行っている支援策に加えて、もう少し新たな施策を実施したいと考えた際に、部署を超えての協力、検討を含めて対策は可能かという内容で、3 部とも共通して、連携を図って進めていきたいと答弁しています。

17 番、中山ごう議員。項番 1、学校給食無償化に向けて。中学校給食の弁当併用外注方式について、自宅からお弁当を持参している子どもへの世帯補助について質問がありました。東京都の補助事業に即して対応していると答弁しています。

学校給食費無償化を決断した理由を改めて確認したいと質問がありました。本来であれば国の責任、財源において無償化を進めていくべきものですが、都の補助金を活用し、実施することを市長が決断したことを答弁しています。小平市は、4 月に遡って無償化を公表し、本市は 9 月から決断した理由について聞かれました。各市においても財政負担を含めて懸念されている状況で、本市もそれぞれの状況を鑑み、総合的な観点から決断し、決定したと答弁しています。

不登校の子どもについて、無償化に伴う補助の対象かと質問がありましたが、無償化の対象であるが、補助の対象とはしていないと答弁しています。

続いて、例えばトライルームに登校する子どもの昼食の負担は補助の対象かと質問があり、対象外であると答弁しています。また、不登校の子ども、トライルームに通えない子ども、民間フリースクールなどに通う子どもも含めて都の補助対象外であるが、市独自に

無償化の対象に含めてもらえないかと意見があり、現状、都の制度を活用して補助しているため、現時点では補助の対象にはしていないと答弁しています。

そして、国が無償化を実施することが一番重要と理解したうえで、今までよりも強く国に実施を求めてほしいと要望があり、今後も国や都に対し、強く求めていく考えであることを答弁しています。

項番２、中学校給食、温かい全員給食に向けて。（１）中学校での提供方式変更に向けた検討会などの設置を。こちら中山議員が東村山市を視察した際の内容に関し、東村山市の給食方式について聞かれ、この方式を検討できないかと質問がありました。公表資料によると、東村山市では、民間調理場活用方式による食缶方式での給食提供、各学校への配送と校内での運搬業務、その他も含めて既に一体化されている状況です。同様の条件で対応が可能な場合、業者が見つければ対策、検討の一つになると考えると答弁しています。

こちらについて、提供資料を基に確認をしている状況です。中学校給食を自校方式として校舎の直接増築方式をとった場合、建築基本法上の制約がありますが、別棟として建築した場合は可能ではないかと質問がありました。制約を受けない可能性はあるが、車両による食材の運搬路の確保が難しいこと、校庭の縮小がされて支障が出ること、運搬動線が野外となり、衛生上好ましくない状態になることから極めて難しいと答弁しています。

検討委員会についても質問がありました。庁内で検討委員会を立ち上げることだが、各種提供方式について実施可能性や持続性、災害時の有効活用など、あらゆる視点からメリット、デメリットを整理するための委員会かと質問がありました。こちらについては、庁内でまず検討会を立ち上げ、その内容も含めて検討していきたいと答弁しています。

項番３、児童の登校について。朝の校庭開放といった子どもたちの居場所づくりの取組が広がりつつあり、雨天時や熱中症が心配される時期、体育館や教室での受け入れを含めて検討してほしいと要望がありました。朝早くに登校を希望する子どもたちのために学校の敷地内で昇降口を開くなど、様々な配慮をしています。また、雨天時や熱中症が心配される時期は少し早めに開放するなどして、実態に応じた対応を図っています。早朝の校庭開放などについては、登校時の見守り体制を拡充する必要があります。スクールゾーン、時間前の登校児童への安全確保、様々な課題があり、今後、近隣自治体の取組などについて確認をしていくと答弁しています。

項番４、学校の代替教員配置への支援を。（１）長期休職者の代替教員が未配置の実態について。ある学校の保護者から中山議員が聞いた内容で、13番の星議員の質問と重なっていますので、改めて確認をしてから質問したいとして今回質問はありませんでした。

（２）代替教員の配置に向けた支援を。代替教員は主に副校長が探し、都の民間委託によるマッチングシステムのTEPROを運用して対応しているが、学校が探すのではなく、直接東京都教育委員会が代替教員を配置するように求めていくべきだと思いがいかかと質問がありました。都が採用情報マッチングシステムを立ち上げ、各学校が直接講師等募集の掲載、登録者の検索ができるように整備した状況です。学校が登録を行った上で、必要に応じて活用を図っている状況です。昨今の教員不足という状況もあり、代替教員を探すのが難しいという実態はあると答弁しています。

また、全国的には教育委員会が代替教員を探す自治体が多いと聞いている。学校の負担軽減のために教育委員会が代替教員を探すという方向性も検討すべきではないかと質問がありました。本市の教育委員会も学校から申請、申出があった場合に、庁内、市内の講師の任用状況、市に寄せられる講師の情報などを情報共有するとともに、近隣の大学などに

照会等をしながら、各学校に必要な人材の確保に努めています。学校においても、校長会などの情報から適切な代替教員を探し、任用につなげていると答弁しています。

19 番の尾沢しゅう議員。項番 4 番、夏休みの宿題について。これまで何度か質問がありましたが、改めて夏休みと夏休みの宿題の目的について質問がありました。夏休みは、暑さを避けて、児童・生徒を正規の授業から解放し、心身に休養を与えて、2 学期へ備えるために設置され、児童・生徒が長い期間を活用して心身を鍛えたり、家族との触れ合いの時間を持ち、旅行などに出かけたり、地域のお祭りに参加するなど、長期の休業ならではの過ごし方も期待していること。夏休みの宿題は学習内容の定着、学習習慣の確立、休みであっても規則正しい生活リズムを維持すること、各自の興味関心に基づいて探究する楽しさを味わわせて、主体的に学ぶ力を育むことを目的としていると答弁しています。

以前の質問の際、夏休みの宿題の在り方について、学校間で少し取組状況に温度差があったが、今年度はそれが解消されたかと質問がありました。校長の異動などもありましたが、夏休みの宿題については、最終的に校長が決定するものです。夏休み前の校長連絡会において、改めて意義を踏まえた夏休みの宿題の在り方について、改善あるいは主体的に学ぶ力を育むことにつながるようなことも含め課題を課すよう周知徹底を図り、できる限り温度差を解消していきたいと答弁しています。

働き方改革の視点での質問があり、主体的な学びを促すという視点でのより幅広い選択肢がある状況について、教育委員会としての見解を聞きたいと質問がありました。働き方改革の視点では、1 人 1 台端末を活用し、各自の課題に基づいたドリル学習を行うことが考えられます。この場合、教員の採点は不要になりますが、効果的に宿題の配布、回収などもできる状況で、業務の改善にもつながると考えています。より主体的な学びを促すという視点では、テーマや取り組み方、内容などについて、できるだけ子どもに選択肢があることで児童・生徒自ら課題に取り組む姿につながる面があると考えていて、基礎や基本をしっかりと踏まえ、自らテーマなどを選択し、課題に取り組むことができるよう、発達段階に応じて計画的に指導を進めていくことが重要であると答弁しています。

文部科学省が令和 2 年度に作成した学校における働き方改革取組事例集の紹介がありましたが、各学校で周知を行ってほしいと意見がありました。発行当時、情報共有をしましたが、改めて働き方改革に向け、教育的意義も含めて指導を図り、徹底していきたいと答弁しています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

な し

2 市立第十小学校校舎増築工事に係る工事請負契約の一部変更について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料 No. 2 を御覧ください。昨年 7 月 3 日付で工事請負契約を締結した市立第十小学校の校舎増築工事ですが、建築資材などの価格上昇に伴い、契約金額を変更する必要が生じたため、現契約金額の 3 億 9,248 万円から 3 億 9,782 万 1,765 円へ変更したいというものです。工期については、変更はありません。

主な変更内容としては、契約締結後から現在まで、資材価格の上昇等に伴って、原契約額の根拠となる各種の単価が増額になったことで変更を行いたいものです。今回の工事請

負契約の一部変更については、市長部局の契約管財課より今年第3回定例市議会に議案提案をして、可決成立後に変更契約の締結をするという運びです。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

な し

3 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 今回の寄附案件は2件です。資料 No. 3の表面を御覧ください。寄附物品は、絵本「こんなはなしがあったんだ 少数言語の民話絵本(2)」で、各市立小学校に1冊ずつ計10冊寄附をいただいています。各学校では図書室などに配架するなどして活用を図っていくと伺っています。なお、寄附者の意志でお名前は非公表となっています。

資料 No. 3の裏面を御覧ください。株式会社ルネサンス、スポーツクラブルネサンス西国分寺様より市立第二中学校及び第三中学校の両校に、テニスボール計500個の寄附をいただいています。各校では部活動等において活用すると伺っています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

な し

4 令和7年度教育課程の編成に向けて

(事務局からの説明)

柴田指導主事 資料 No. 4を御覧ください。令和7年度教育課程の編成に向けて報告します。令和7年度の入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式は、国分寺市公立学校の管理運営に関する規則に則り、項番1と2の記載のとおり日程となります。卒業式は、小学校が修了式前日、中学校が3月20日に近い前の日程として設定しています。今年度、同規則で定める夏季休業日を8月31日までと変更したことに伴い、曜日の関係で、今年度は2学期の始業が9月2日となっていますが、次年度は9月1日が始業式となります。

続いて、項番3、各学年の授業日数を御覧ください。次年度も今年度までと同様に、授業日数の確保や、保護者、地域の方々に教育活動を御覧いただく機会として、振替休業日を設定しない土曜日の授業を各校の予定に合わせて、各学期1日程度ずつ設定しています。

項番3、表の右側を御覧ください。令和7年度総授業時数は、標準授業時数を十分に上回っており、行事時数を入れても必要な時数を確保できています。なお、次年度も今年度同様に余剰時数は20時間程度を超えないよう示すこととしています。

今後の流れとしては、本日の教育委員会御報告の後、校長会で連絡し、各学校には本格的に来年度の教育課程の作成に取りかかっている予定です。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理者 2点お伺いします。1点目は項番3、表の下に「余剰時数につい

ては、標準授業時数に対して、20 時間程度とする」とありますが、この 20 時間程度の根拠についてお教えてください。

2 点目は、比較しますと、現在こちらでお示しいただいた余剰時数が非常に多くなっていますが、この差についてどのようにお考えか、あるいは今後どのように対応されていく予定なのか説明をお願いします。

柴田指導主事 余剰時数については、最低何時間と、市として定めていません。ただし、子どもに十分な学習の機会を確保すると同時に、働き方改革の視点からあまりとり過ぎないように指導していきまして、20 時間と定めています。

続いて、授業時数の余剰時数の大幅な差については、授業時数において、各曜日の基本時数を反映させた最大の時数を示しているものです。各校は、この後、研究授業や研修による授業確保などを設定し、教育課程編成の工夫がなされます。それを踏まえ、最大の余剰時数から減算されていくことになります。働き方改革の推進の観点からも、市としては 20 時間程度の余剰という設定を呼びかけています。

大木教育長職務代理者 ただいまの説明で理解できました。設定が 20 時間とあるにもかかわらず、現在このように多くなっているのも、その差がどのような意味なのかということ伺いたかったのですが、これが最大時数であって、今後ここから減っていき、20 時間に近いものにしていくと分かりました。それについては、各校の工夫によって御検討いただくことで理解しました。

5 令和 6 年度の史跡武蔵国分寺跡整備事業について

(事務局からの説明)

ふるさと文化財課長 令和 6 年度の史跡武蔵国分寺跡整備事業について報告します。資料 No. 5 を御覧ください。令和 4 年度から 7 年度にかけて、史跡武蔵国分寺跡伽藍中枢部周辺地区の整備のうち、南門地区の整備工事を実施しています。令和 4 年度は樹木の伐採、令和 5 年度は西範囲の整備工事を実施していますが、令和 6 年度は一連の工事の中心的な整備工事である、参道部分の工事を予定しています。

裏面を御覧ください。令和 6 年度の整備工事の範囲は中央の太線で囲った部分です。整備工事の概要は表面に記載のとおりです。史跡地にふさわしい遺構の復元、来訪者が安全に史跡地を回れるように舗装、照明等の整備を行い、市民の憩いの場となるような公園を目指していきます。また、南側のエントランス部分には、大型の立体地形模型を設置予定です。崖線の高さを立体的に表示するとともに、周辺約 2 キロ、東西 2 キロ、南北に約 1.5 キロの広さを縮尺にした模型を設置する予定です。また、模型の周辺には約 18 枚のアルミ板の解説板を置く予定です。

工事事業者は、現在入札手続中ですが、決定した事業者とともに安全に配慮した工事を実施していきたいと思います。工事の完了は令和 7 年 2 月 28 日を予定しています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 工事に伴って、第四小学校や第四中学校の児童・生徒の通学、その他への影響は出てくるのでしょうか。

ふるさと文化財課長 影響は出ると思います。令和 5 年度も影響はありましたので、各学校に説明してまいりました。令和 6 年度の事業についても工事事業者が決まりましたら、昨

年同様、丁寧に対応していきたいと思います。

藤井委員 引き続き、よろしくお願いします。

6 史跡地内トイレの改修について

(事務局からの説明)

ふるさと文化財課長 資料 No. 6 を御覧ください。現在、伽藍中枢部の北側に設置されているトイレは、昭和 51 年に建てられたものと、平成 6 年度に追加されたユニット式の FRP 製の和式トイレが 2 基設置されています。それぞれのトイレについて、老朽化が進んでいること、また、現在の社会状況に照らして、男女別のトイレ配置やバリアフリートイレの設置も必要なことから、当該トイレの改修を行い、令和 7 年度から供用開始できるよう整備を進めていきたいと思います。

設置場所は、西元町一丁目 15-15、伽藍中枢部の北側です。現在のトイレの概要を記載していますが、床面積は 7.28 平米、敷地面積は 171.38 平米です。

改修後の予定ですが、できるだけ既存のトイレの給排水管は活用しつつ、車椅子の利用も可能な「バリアフリートイレ」としたいと考えています。

契約方式はリース方式です。現在、土地所有者との協議が終わり、敷地は先ほど申し上げた 171 平米から大きく拡充できる予定になっています。

今後、リース業者と契約を締結し、秋頃から工事に入れればと考えています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

辻委員 市内の小中学校のトイレが改修されてきれいになったときに、児童・生徒、それから保護者も大変喜んだことを強く記憶しています。

トイレは史跡全体から見ればたかがトイレかもしれませんが、されどトイレであり、きれいであると訪れた方々に大変いい印象を植え付けることができると思いますので、予算の範囲内でできるだけ立派で、快適なトイレをつくっていただければと思いました。

ふるさと文化財課長 史跡地の主役は南側にある伽藍中枢部ですが、景観になじみ、かつ、トイレの個数を記載していますが、今後、敷地を調査し、できる限り大きく、個数も検討を進めていきたいと思います。

教育長 土地は寺からお借りしている土地です。承諾を得ながらお借りする土地も拡充するというのですが、建物や便器等の数はこの予定でよろしいですか。

ふるさと文化財課長 既存のトイレの給排水管を利用すると、先ほど申し上げましたが、この場所は非常に遺跡が多い可能性がありますので、地下を大きく掘るような工事をするとその調査から入る必要があります、トイレをできるだけ早く改修したいという趣旨から考えると、なるべく既存管の建物を活用した建物にしたいと考えていますが、できる範囲で先ほど辻委員や教育長もおっしゃられたようなことは検討していきたいと考えています。

教育長 早くということですが、遺構を傷めないような対応をしっかりといただけたらと思います。

〔その他〕

な し

〔閉会〕

午前 11 時 25 分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員 1 番 辻 亜希子

2 番 藤井 健志

調製職員 廣瀬 喜朗